

参考資料h 排水設備設置義務免除許可の対象下水に係る水質基準

項目	名古屋市下水道条例施行規程第14条		
	第1項第2号アによる水質基準 (下水道法施行令第6条に定める基準)	第1項第2号イによる水質基準 (水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例に定める基準)	第1項第2号ウによる水質基準 (公害防止協定又は名古屋市環境基本条例の規定に基づく協定に定める基準)
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下		
生物化学的酸素要求量(BOD)	25以下 (15)以下	25以下 (20)以下	
浮遊物質(SS)	40以下	70以下 (50)以下	
ノルマルヘキサン	5以下	5以下	
抽出物質含有量	30以下	10以下	
銅	3以下	1以下	
亜鉛	2以下		
クロム	2以下		
フェノール類	5以下	1以下	
鉄(溶解性)	10以下		
マンガン(溶解性)	10以下		
大腸菌群数	3000以下		
窒素含有量	120以下 (60)以下		
リン含有量	16以下 (8)以下		
カドミウム	0.03以下		
シアン	1以下		
有機リン	1以下		
鉛	0.1以下		
六価クロム	0.5以下		
砒素	0.1以下		
水銀	0.005以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下		
トリクロロエチレン	0.1以下		
テトラクロロエチレン	0.1以下		
ジクロロメタン	0.2以下		
四塩化炭素	0.02以下		
1,2-ジクロロエタン	0.04以下		
1,1-ジクロロエチレン	1以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下		
1,1,1-トリクロロエタン	3以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下		
1,3-ジクロロプロパン	0.02以下		
チウラム	0.06以下		
シマジン	0.03以下		
チオベンカルブ	0.2以下		
ベンゼン	0.1以下		
セレン	0.1以下		
ほう素	10以下		
ふっ素	8以下		
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下		
1,4-ジオキサン	0.5以下		
ダイオキシン類	10以下(注4)		

注1 単位はpHは水素イオン指数、大腸菌群数は個/cm<sup>3</sup>、ダイオキシン類はpg-TEQ/L、その他の項目はmg/L

注2 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

注3 ()内の値は日間平均値

注4 ダイオキシン類に関しては、山崎、柴田、打出、宝神、守山及び鳴海水処理センターに下水が流入する処理区内の事業場についてのみ排水基準が適用されます。

注5 法令等の改正により、水質基準は変更される場合があります。